

令和2年度の雇用保険料率について

～令和元年度から変更ありません～

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和2年3月31日に国会で成立しました。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります（令和元年度から変更ありません）。
- ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

令和2年度の雇用保険料率

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020401保01